

令和二年三月三十日付け広島県報（定期）第二十五号の目次の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

区分	誤	正
目次	広島県立農業技術課大学校規則の一部を改正する規則	広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則